

# みらい通信



市民派・チームみらい  
**古川明美**

事務所 三ツ池町 2-1-5

電話 090-7953-5670

FAX 058-377-3751

メール [smt\\_futaba\\_ta@md.ccnw.ne.jp](mailto:smt_futaba_ta@md.ccnw.ne.jp)



## 6月議会で私が提案した 議会ハラスメント防止条例は 全部修正となり新たな修正案が可決

私が訴えた数の暴力や、議会内のイジメについての議論はなく、逆にブログやSNSの発信に圧力をかけるような条文が盛り込まれた。

当事者である私が「**問題の条文の削除がないと賛成できない。見直して欲しい**」と討論で述べた直後の多数派の討論では「**全議員が望む条例ができた**」「**合意形成がはかれた**」と発言。この言葉を聞いた時、私は**全議員に含まれていない**と思った。つまりハラスメントを受けた当事者のための条例ではなく自分たちのための条例。私の気持ちを、なかったかのように軽んじていることにすら気付いていない。

私は**無視してよい存在**なのだと感じた。これってイジメの本質。私がこれまで議会で感じてきた違和感の本質もここだと思った。**多数派が決めた制限によって劣位におかれる少数派の活動のしづらさに鈍感な属性が多数派。**いじめがなくならない理由はここだと思えます。この通信が「**事実**に**反する風説の流布**」と言われないか心配です。

## ●子どもへの性暴力対策と包括的性教育の推進!

市内の小学校教諭による女子児童へ性犯罪。子どもへの性暴力が繰り返されないために「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に則って確認。

- ・教職員は包括的性教育を学んでいるのか(第13条)
- ・児童生徒は自分の身体はどこをどのように触れてよいかを決める権利は自分にある「**からだの権利**」を学ぶ**包括的性教育を受ける機会**は保障されるのか。(第14条)
- ・早期発見の方策、第三者窓口の設置。(第17条)
- ・児童生徒性暴力防止に関する施策を作る考えは。(第6条)



新教育長の答弁では、教員の研修も、児童生徒の指導も適切に行っており、**各務原独自の性暴力防止の指針も策定中**とのことでした。しかし、**積極的な包括的性教育推進には感じられませんでした。**対象の学校の児童たちは「**心とからだの権利**」を学ぶ機会があったのか?ケアが心配です。私は14年以上包括的性教育を伝える活動を実施していますが、性暴力の防止には、人権を基本とする包括的性教育を学ぶ必要があります。ユネスコの「国際セクシュアリティ教育ガイダンス(包括的性教育)」は世界のスタンダードですが、日本の性教育は非常に遅れています。後を絶たない子どもへの性犯罪。被害者も加害者もうまいためには**包括的性教育が必須**です。

## ●教育現場でのプレコンセプションケアの実践

性被害による自殺率はとても高く、命に関わる問題なのに、どれだけ性犯罪が増えても性教育強化にはならない現実を問題視し、8年かけて何度も性教育推進の一般質問を重ねてきました。そして、**やっと「はどめ規定」の壁が一步前進**しました!

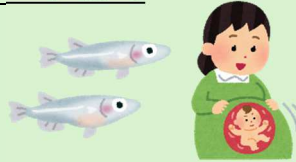
子どもたちは5年生の理科で受精を学びますが、受精の経緯はメダカで学び、人の誕生はいきなり妊婦で出産を学びます。これは学習指導要領の「**はどめ規定**」に、「**人の受精に至る過程は取り扱わないものとする**」とあるからです。

しかし文科省は**実態に応じて指導することが可能**と示しており、私が所属する性教育団体「いのちの授業」ここいくには、正しく生殖を伝えて欲しいという学校依頼が多くあります。厚生労働省は「**性・生殖に関する正しい科学的治験の普及**」プレコンセプションケアの体制整備を図る方針です。

**古川質問** 学校での性教育において「**はどめ規定**」に縛られず、性と生殖に関する正しい科学的知見を学ぶ機会を保障する考えは。

**新教育長答弁** 学習指導要領の趣旨を踏まえながらも、児童生徒の発達段階に配慮し、保護者の理解を得ながら、**必要に応じて指導内容を検討**して参ります。

前教育長は、学校で「性交」を伝えてはいけないという見解でした。しかし、**今後は学校判断で必要に応じて正しく生殖を伝えることができます。**前教育長とは違う見解を示して下さい、一步前進することができました。今後は、**子どもたちが性を科学的に学び、命の希少性を感じられる教育の環境整備に期待**します。



## ●こども計画の策定と子どもの権利保障

各務原市では「こども基本法」に則り「こども計画」を策定中です。その「こども基本法」は 国連子どもの権利条約に則っています。日本が「子どもの権利条約」に批准し、すでに30年たっていますが子どものいじめ、自殺、虐待、不登校は増え続け国連から勧告を受けています。**そしてコロナ禍以降、子どもの自殺は1年で約500人を**超えている。果たして子どもの権利条約の、**子どもの生きる権利、育つ権利**は守られてきたといえるのか。**その検証すらしていない状況で国は「こども基本法」を策定**しました。

今までの日本の政治において「子どもの権利」は大切に守られてきたのか? この前提を問いながら「こども計画」を策定しなくては、絵に描いた餅になりかねない。その問題意識で質問をしました。

**古川質問** こども計画の策定にあたり、**子どもの意見表明や社会参画の権利**は保障されるのか。

**答弁** こども計画策定にあたり、小5と中2を対象にアンケートを実施。高校生と大学生対象にワークショップを開催し意見を反映している。

**古川意見** こども基本法には、**全てのこどもが その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会**の確保とある。

この権利を保障するスタンスが問われており、**ここが形式的な参加の範囲ではなく、真の政策形成への参加の機会となるようにすべきです。**未来に託す事業は、子どもたちに財源も含め一緒に考えてもらうことが必要です。例えば新総合体育館のアイデアコンテストは、**予算規模も知らされていない子どもの参加が建設推進の利用とならないか危惧**します。まず行政が「**子どもの権利**」の精神を学ぶ必要性を感じました。

